



ベトナム銀行口座について(法人編)

北陸銀行 国際部
ベトナムバンクトレイニー
西尾 拓

1. はじめに

ベトナムにおける法人銀行口座は、大きく分けて三つあります。「直接投資資本口座(以下、資本口座)」、「経常取引口座(以下、経常口座)」、そして「定期預金口座(以下、定期口座)」です。金融機関取引を行う上で作成する必要があるこれらの銀行口座について、簡単にご紹介します。

2. 口座概要

(1) 口座の用途、作成可能口座数について

	①資本口座	②経常口座	③定期口座
用途	主に資本金の払い込み、現地銀行または親会社等からの借入金の入金、配当金の支払い等を行うための口座	給与支払い、国内仕入決済や代金回収、貿易取引決済等の経常的な取引を行うための口座	定期預金を作成するための口座
作成可能口座数	全金融機関を通じて1口座(かつ1通貨)	各金融機関で、複数(複数通貨)の口座作成可能	
作成可能通貨	ERC(詳細後述)に記載の通貨。日系企業を含む外資系企業の場合、資本口座通貨は、米ドル建てのケースが多い。	ERC(詳細後述)に記載の通貨。日系企業の場合、ベトナムドン、米ドル(または日本円)で作成するケースが主流。	ベトナムドン、米ドル、ユーロ

(2) 金利水準 (2018年4月23日時点、ベトナムバンクホーチミン支店にて確認)

	①資本口座	②経常口座	③定期口座(1年)
ベトナムドン	0.10%	0.10%	6.50%
米ドル※	0.00%	0.00%	0.00%
ユーロ	0.01%	0.01%	0.75%

※ベトナム政府は、米ドルの預金金利について、0.00%を上限とする政令を施行しています。外国人および外資系企業が保有する米ドルを国内通貨に変換することを促し、ベトナム国家の外貨準備高を安定化させることが目的とされています。

3. 口座作成手続きに関して

(1) 必要書類

口座作成手続きに必要な書類は、「資本口座」、「経常口座」、「定期口座」共通です。

書類名	書類の概要	必要通数
①IRC (投資証明許可書)	外資系企業が、ベトナムでの投資行為を行うために最初に申請取得する書類	原本および公証済みコピー 各1通
②ERC (企業登録証明書)	IRC取得後、ベトナムに設立する法人の情報を申請登録する書類	原本および公証済みコピー 各1通
③印鑑登録にかかる 国家登録情報の通知書	ERC取得後、法人印鑑を登録した際に作成される証明書類	原本1通
④法人代表者の パスポート	ERCに記載の法人代表者のパスポート (複数名の場合、それぞれ必要)	原本およびコピー 各1通
⑤法人印鑑	銀行取引の決済の際に都度必要	

その他、開設支店や企業の形態等により、必要書類が異なる場合があります。

(例:代表者が複数名いる場合で、1名に銀行取引の決済権を委任するための「委任状」等)詳しくは、各銀行窓口にてお尋ねください。

4. 銀行口座についてご注意いただきたい事項

(1) 銀行取引決済には、必ず代表者のサインが必要

ベトナムにおける銀行取引の決済(現金の出入金、振込依頼書による振込等)の際には、「法人印鑑」及び「代表者のサイン」が都度必要となります。

基本的にここでいう『代表者』とは、ERC上の代表者となります。ERC上の代表者以外の方が決済権限を持ちたい場合、別途手続きが必要となるため、事前にご相談下さい。

(2) 資本(経常)口座開設可能通貨について

IRC及びERCはベトナム語で記載されます。資本金を記載する欄についても、基本的にベトナムドンでの記載となります。その上で、米ドル等の他国通貨での金額を併記することが可能であり、大多数の外資系企業は米ドルを併記しています。他通貨での資本金額を併記することで、資本口座をベトナムドン以外で開設することが可能となります。

(3) 資本口座の開設について

ベトナム国内ではベトナムドンおよび米ドルが広く流通しており、調達も容易です。しかし、日本円等それ以外の通貨となると、ベトナム国内の市場流通量が少なく、海外送金のために銀行が調達する際に多額のコストがかかることとなります。また、ベトナムドンで開設する場合には、ベトナム国外でベトナムドンを調達することが困難となり、上記同様にコストがかかることから、総合的に判断し、米ドルでの資本口座開設が一般的となっています。

5. おわりに

今回ご紹介した口座作成手続きについては、ベトナム銀行ホーチミン支店での運用例となります。他行や、ベトナム銀行他支店では別の運用を行うケースも有るため、一例としてご参照ください。

ベトナム銀行は国営の外商銀行として事業を開始し、貿易取引に関しては一日の長があります。国内全土にわたる支店網、豊富な ATM台数等、評価の高い銀行です。口座開設銀行についてお考えのお客様は、是非一度ご相談ください。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp